

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○手数料条例施行規則の一部を改正する規則	(財政課)	一
○緑地環境保全地域の指定	(自然保護課)	一
○緑地環境保全地域の保全計画の概要	(同)	二
○緑地環境保全地域の指定	(同)	二
○緑地環境保全地域の保全計画の概要	(同)	三
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	三
○知事指定薬物の指定	(薬務課)	三
○飼料の試験結果の公表	(畜産課)	四
○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度	(森林整備課)	五
○漁場計画の決定	(水産業振興課)	六
○公有水面埋立てのしゅん功認可	(水産業基盤整備課)	八
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	八
○平成二十八年度個人情報保護条例の運用状況	(県政情報公開室)	八
○平成二十八年度情報公開条例の施行状況	(同)	一〇
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(教育庁教育企画室)	一一
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	(警察本部会計課)	一一

ページ

監査委員

○定期監査の結果の公表(二件)

公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

規則

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第四十七号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則(平成十二年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の次に次の一項を加える。

(技能検定試験を受けようとする若年者に係る手数料の減免)

5 知事は、表二百三十の項の上欄に掲げる者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)が、受けようとする試験が実施される日の属する年度の四月一日において三十五歳未満である場合には、二級及び三級の実技試験に係る手数料に限り、九千円(表二百三十の項の下欄一口に規定する在校生が、機械検査及び婦人子供服製造の職種の試験を受けようとする場合にあつては七千円、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図の職種の試験を受けようとする場合にあつては五千八百円)を免除するものとする。

附則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

告示

宮城県告示第七百五十四号

自然環境保全条例(昭和四十七年宮城県条例第二十五号)第二十三条第一項の規定により、緑地環境保全地域を次のとおり指定するので、同条第三項において準用する第十二条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称

昭利万葉の森緑地環境保全地域

二 区域

黒川郡大衡村

大衡字鑑沢三十八番、三十九番、六十九番、七〇番の一、七〇番の二、七〇番の三、字平林三十八番の一、三十八番の二、三十八番の三、三十九番の一〇、三十九番の二十一、七〇番の一、百十五番、百十六番、百十七番、百十八番の一、百十八番の三、百二十二番の三、百二十三番、百二十五番、百二十六番

○宮城県告示第七百五十五号

自然環境保全条例（昭和四十七年宮城県条例第二十五号）第二十四条第一項の規定により昭利万葉の森緑地環境保全地域に関する保全計画を次のとおり決定したので、同条第二項において準用する第十三条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 自然環境の保全に関する基本的な事項

1 保全すべき自然環境の特質

本地域は黒川郡大衡村に位置する。この一帯は標高五十〜百メートル前後の定高性の丘陵地帯である。住宅地・工業団地に近接した里山でありながら、本地域ではハンノキ群落等希少な植物が確認されている。動物相では、ほ乳類、鳥類、魚類及び昆虫類がともに豊富であり、良好な生息状況を示している他、地形的にも特徴的である。

2 権利制限関係等の概要

法令の名称	地域（地区）名等	大衡村	備考
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	都市計画区域		
農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）	農業振興地域		
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）	保安林	一部	
砂防法（明治三十年法律第二十九号）	砂防指定地		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域		

（昭和四十四年法律第五十七号）

3 保全のための規制に関する方針

良好な自然環境を有する本地域を、県民のかけがえのない財産として保全するため、自然環境保全条例第二十六条に規定する行為について規制を行う。

4 保全施設に関する方針

本地域の適正な管理を図るため、主要な箇所に案内板及び標識を設置する。

二 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。

施設の名称・種類	位 置	規模・構造	工 種	摘 要
案内板	黒川郡大衡村	○・九メートル× 一・五メートル	新設及び改良	必要に応じて設置する。
標識	〃	○・四メートル× 〇・六メートル	〃	

○宮城県告示第七百五十六号

自然環境保全条例（昭和四十七年宮城県条例第二十五号）第二十三条第一項の規定により、緑地環境保全地域を次のとおり指定するので、同条第三項において準用する第十二条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 名称

番ヶ森山周辺地域緑地環境保全地域

二 区域

左記のうち、平成十年宮城県告示第二百四十四号で指定された東成田の自然林県自然環境保全地域の区域に含まれない区域

宮城県利府町

春日字黒森十六番の一、十六番の二、十六番の三、十六番の九、三十五番の三

森郷字名古曾三十二番の二、四十四番の二

黒川郡大郷町

川内字中峠山六十四番、六十五番、六十五番の五十八、八十一番の一、八十一番の二、八十一番の三、八十二番の一、八十二番の六、八十二番の七、八十二番の八、八十二番の九、字大森下

九番、字館山十四番の一

東成田字板谷東山三番の一、三番の二十三、字板谷西山二番の一、二番の二、三〇番の一、三

〇番の二、三十六番、四十一番、字北沢山二番の一、二番の三、十三番、字新田一番

土橋字明ヶ沢入山八番の一、九番

〇宮城県告示第七百五十七号

自然環境保全条例（昭和四十七年宮城県条例第二十五号）第二十四条第一項の規定により番ヶ森山周辺地域緑地環境保全地域に関する保全計画を次のとおり決定したので、同条第二項において準用する第十三条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 自然環境の保全に関する基本的な事項

1 保全すべき自然環境の特質

本地域は、黒川郡大郷町及び宮城県利府町に位置する標高二百一十一メートルの番ヶ森山の周辺地域である。番ヶ森山のスギ・ヒノキ植林については豊富な植物が生育することが確認されている。動物相では、ほ乳類、鳥類及び昆虫類が豊富であり、良好な生息状況を示している。

その景観は利府町市街地から望むことができる。また、当該地域は、既指定の「東成田の自然林県自然環境保全地域」及び「県民の森緑地環境保全地域」の近隣に位置し、単独で動植物の良好な生息・生育環境を形成している地域であるとともに、両地域をつなぐコリドー（回廊）となることが期待される。

2 権利制限関係等の概要

法令の名称	地域（地区）名等	大郷町	利府町
都市計画法 （昭和四十三年法律第百号）	都市計画区域	一部（白地）	—
農業振興地域の整備に関する法律 （昭和四十四年法律第五十八号）	農業振興地域	一部	—
森林法 （昭和二十六年法律第二百四十九号）	保安林	一部	一部
砂防法 （明治三十年法律第二十九号）	砂防指定地	—	—
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 （昭和四十四年法律第五十七号）	急傾斜地崩壊危険区域	—	—

3 保全のための規制に関する方針

良好な自然環境を有する本地域を、県民のかけがえのない財産として保全するため、自然環境保全条例第二十六条に掲げる行為について規制を行う。

4 保全施設に関する方針

本地域の適正な管理を図るため、主要な箇所以案内板及び標識を設置する。

二 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。

施設の名称・種類	位置	規模・構造	工種	摘要
案内板	黒川郡大郷町 宮城県利府町	〇・九メートル× 一・五メートル	新設及び改良	必要に応じて 設置する。
標識	〃	〇・四メートル× 〇・六メートル	〃	〃

〇宮城県告示第七百五十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
大泉記念病院	白石市福岡深谷字一本松五番地一	平成二十九年九月一日	平成三十二年八月三十一日

〇宮城県告示第七百五十九号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年条例第六十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

1 化学名 一（五）フルオロペンチル）一N一フェニル一H一インドール一三一カルボキサミド及びその塩類（通称名…L T I一701）

2 化学名 二一（二）フルオロフェニル）一ニ一（メチルアミノ）シクロヘキサニール一オン及

びその塩類(通称名:2-Fluorodeschloroketamine又は2-FDCK)
 3 化学名 三-エチル-二-(三-フルオロフェニル)モルフォリン及びその塩類(通称名:3-Fluorotrazine又は3-FPE)

二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

平成二十九年九月二日

○宮城県告示第七百六十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十九年六月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査

平成29年6月収去

製造事業場等の名称及び所在地 ナリーン株式会社東北工場 大郷町	収去場所 同左	飼料又は飼料添加物の区分 ビタミン・ミネラル入り混合飼料	飼料又は飼料添加物の名称 TMRベースCell	製造(輸入)月 H29.5	試験項目 重金属-鉛, 水銀, カドミウム	違反の有無及び違反の内容 無
株式会社稲井塩釜工場 塩釜市	同左	魚粉	60%イナホフインジュール	H29.6	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無

栄養成分に関する検査

平成29年6月収去

製造事業場等の名称及び所在地 日本農産工業株式会社塩釜市	収去場所 同左	飼料の名称 ノーサン印子豚人工乳前期用配合飼料	製造(輸入)月 H29.6	試験項目 栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	違反の内容
---------------------------------	------------	----------------------------	------------------	---	-------

日本農産工業株式会社塩釜工場 塩釜市	同左	「F」印銀鯉育成用配合飼料 ぎん太郎フラー10P	H29.6	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん
株式会社船井塩釜工場 塩釜市	同左	60%イナホフイッシュミール	H29.6	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗灰分

(注) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「**●**」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

○宮城県告示第七百六十一号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十九年
度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第
二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類

同一の単位とされる
保安林等の区域

皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区

三四三・九八

北上川下流

三二八・〇一

石巻地区

三五一・二八

追川地区

一、〇五二・〇八

江合川上流

七一〇・三八

鳴瀬川上流

一、二三一・九六

江合川下流

〇・八六

鳴瀬川下流

〇・八六

黒川地区

二一三・一〇

仙台地区

一、三三三・〇八

白石地区

一、五〇三・四五

本吉地区

二四・九八

北上川下流

八・〇一

石巻地区

二五・〇〇

追川地区

六七・八〇

江合川上流

一六三・九六

土砂流出防備保安林

干害防備保安林

防風保安林

二四〇・三四

鳴瀬川上流

一一・一二

江合川下流

三三・八四

黒川地区

六六・八八

仙台地区

一一三・三八

白石地区

〇・一二

蔵王町

〇・四六

川崎町

五・一八

仙台市

二七・九八

石巻市

一一三・三〇

気仙沼市

三・一八

白石市

二・〇八

角田市

九・九四

登米市

〇・三八

栗原市

四・三四

東松島市

五七・三二

大崎市

五・一四

七ヶ宿町

〇・九八

柴田町

二・七二

丸森町

三・六〇

大和町

〇・三〇

大郷町

六・七二

加美町

魚つき保安林

- 女川町 一六・八二
- 南三陸町 〇・七六
- 石巻市 一六・九六
- 気仙沼市 二・五六
- 東松島市 〇・四二
- 女川町 〇・九二
- 南三陸町 〇・九〇
- 宮城北部地区 一八・五四
- 宮城南部地区 六・九〇

保健保安林

〇宮城原告示第七百六十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに地元地区を次のとおり定めた。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項並びに地元地区を次のとおり

公示番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁 場 区 域 (経緯度数値は世界測地系による)	制限又は条件	地 元 地 区	存 続 期 間
区第2665号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	石巻市小竹浜生草島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38°21.97′、東経141°21.58′の点 イ 北緯38°21.61′、東経141°21.96′の点 ウ 北緯38°21.26′、東経141°22.33′の点 エ 北緯38°21.14′、東経141°22.46′の点 オ 北緯38°21.12′、東経141°22.42′の点 カ 北緯38°21.95′、東経141°21.55′の点	オ及びカの点に夜間識別可能な標識を設けなければならない。離3キロメートル以上)	石巻市渡波(佐須浜を除く。)	平成29年10月1日から平成30年8月31日まで
区第3147号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市宮戸室浜地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38°20.40′、東経141°12.75′の点 イ 北緯38°20.29′、東経141°12.86′の点 ウ 北緯38°19.58′、東経141°12.31′の点 エ 北緯38°19.73′、東経141°12.16′の点	イ及びウの点に夜間識別可能な黄色の標識を設けなければならない。(イは光差距離2キロメートル以上、ウは4キロメートル以上)	東松島市室浜、大浜	平成29年10月1日から平成30年8月31日まで
区第3148号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	東松島市宮戸男島地先	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、アの順に結んだ線によって囲まれた区域 ア 北緯38°19.63′、東経141°12.06′の点	イの点に夜間識別可能な黄色の標識を設けなければならない。	東松島市室浜、大浜	平成29年10月1日から平成30年8月31日まで

○宮城県告示第七百六十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十九年八月二十五日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

利府町

三 埋立区域

1 位置

第一種浜田漁港区域内

宮城県利府町赤沼字浜田一二三番地、一三〇番地及び一三六番地に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点と②の地点とを結ぶ昭和五十八年十月十一日付け宮城県公報の宮城県告示第十百二十号でしゅん功認可の告知がされた埋立地と公有水面との境界線（DL+1・九メートルより決定）②の地点から⑤の地点まで順次結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 塩竈市杉ノ入裏地先の岩井島東北端の基点（北緯三八度二〇分三四・二秒 東経一四一度〇二分四二・五秒）から三五〇度〇〇分〇二秒 七三九・八四四メートルの地点

②の地点 ①の地点から 二四四度〇六分五七秒 三九・五九一メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一五四度三九分一〇秒 一八・七六〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から 六二度五二分一七秒 三九・八五四メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 三三三度二八分五一秒 五・九三九メートルの地点

3 面積

七二七・五〇平方メートル（埋立区域）

四 免許の年月日及び番号

平成二十八年八月二十六日

宮城県（水整）指令第十九号

公有水面埋立法第二十二條第三項の市又は町

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市又は町

利府町

○宮城県告示第七百六十四号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第二十二條第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 女川町被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号。以下「条例」という。）第六十二條の規定により、平成二十八年年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 個人情報取扱事務の登録件数 1,293件

2 開示請求の件数及びその決定内容

(1) 件数及び決定内容

受付件数	決定内容					
	開示	部分開示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他
327	90	191	0	0	12	34
						処理中
						0

(注)「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

実施機関名	区 分	件 数	決 定 内 容			その他	
			開 示 部 分	非開示	存否 拒否		
知 事		49	17	25	0	4	3
公 営 企 業 管 理 者		0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会		49	25	12	0	0	10
選 挙 管 理 委 員 会		2	1	0	0	0	0
人 事 委 員 会		3	3	0	0	0	0
公 安 委 員 会		0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長		198	18	154	0	0	21
監 査 委 員 会		0	0	0	0	0	0
労 働 委 員 会		0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会		0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会		0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人 機 構		0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人 地 方 官 庁 機 構		0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人 地 方 官 庁 機 構		0	0	0	0	0	0
公 立 大 学 法 人 宮 城 大 学		26	26	0	0	0	0
合 計		327	90	191	0	12	34

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

3 開示請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況				取下げ	審理中
			決 定 (裁 決)	却 却	一 部 認 容	認 容		
異議申立て	12	0	12	0	10	1	1	0
審 査 求	0	3	3	0	0	0	0	3
計	12	3	15	0	10	1	1	3

(2) 概要

1 宮城県個人情報保護審査会 (以下「審査会」という。) に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 名	処 理 状 況
平成25年2月22日	教職員の事故関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	一部認容
平成25年12月18日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	棄却
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	棄却
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	棄却
平成25年12月17日 平成25年12月18日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	棄却
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	認容
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	棄却
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	棄却
平成25年12月22日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	棄却
平成25年12月17日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	棄却

平成25年12月17日	児童相談記録等関係文書に記載された個人情報の部分開示決定に対する異議申立て	棄 却
平成28年7月13日	物件事故報告書に記載された個人情報の部分開示決定に対する審査請求	審 理 中
平成28年11月17日	児童虐待記録関係文書に記載された個人情報開示請求の却下に対する審査請求	審 理 中
平成28年11月17日	児童虐待記録関係文書に記載された個人情報開示請求の却下に対する審査請求	審 理 中

ロ 審査会に諮問されなかったもの（取り下げられたものを除く。） 0件

4 口頭による開示請求の件数 43,308件

5 訂正請求の件数及びその決定内容 0件

6 訂正請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件

7 利用停止請求の件数及びその決定内容 0件

8 利用停止請求の決定に対する不服申立ての件数及びその処理状況 0件

9 実施機関が取り扱う個人情報に関する苦情の申出の件数及びその処理状況

(1) 件数 1件

(2) 処理状況

苦情申出年月日	件 名	処理 状況
平成28年12月16日	補助事業に係る個人情報の取扱いについて	実施機関へ伝達

10 事業者が取り扱う個人情報に関する苦情の相談の件数及びその処理状況

(1) 件数 1件

(2) 処理状況

苦情相談年月日	件 名	処理 状況
平成29年2月15日	個人情報に対する事業者の認識について	事業者へ伝達

○情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第三十七条の規定により、平成二十八年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成二十九年九月一日

1 行政文書の開示請求及び開示決定等

(1) 件数及び決定内容

受付件数	決 定 内 容							その他	処理中
	開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他	処理中		
1,334	834	244	4	4	4	44	204	0	

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

(2) 実施機関別内訳

区 分	件 数	決 定 内 容							その他
		開 示	部 分 開 示	非開示	存否応答拒否	文書不存在	その他		
実施機関名									
知 事	1,135	773	176	1	3	18	164		
公営企業管理者	8	0	6	0	0	1	1		
教育委員会	70	21	20	1	0	13	15		
選挙管理委員会	21	5	11	0	0	2	3		
人事委員会	1	0	0	0	0	0	1		
監 査 委 員 会	10	1	5	0	0	3	1		
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0		
警 察 本 部 長	72	32	21	2	1	1	15		
労 働 委 員 会	2	0	0	0	0	0	2		
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0		
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0		

内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政機関 人権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政機関 人権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政機関 人権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人宮城大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県住宅供給公社	11	2	3	0	0	0	0	0	6	0	0
宮城県道路公社	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
宮城県土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,334	834	244	4	4	4	4	44	204		

(注) 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 不服申立て

(1) 件数及び処理状況

前年度からの継続分	今年度の不服申立て	計	処 理 状 況				取下げ	審理中
			決 定 (裁 決)	却 下	棄 却	一 部 認 容		
異申立て	6	0	6	0	1	1	0	4
審査請求	4	3	7	0	3	1	0	3
計	10	3	13	0	4	2	0	7

(2) 概要

イ 宮城県情報公開審査会 (以下「審査会」という。)に諮問されたもの

不服申立て年月日	件 数	名	処理状況

平成26年11月3日	森林簿関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	棄 却
平成27年7月8日	国家損害賠償請求訴訟関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	棄 却
平成27年7月8日	国家損害賠償請求訴訟関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求	一 部 認 容
平成27年7月8日	国家損害賠償請求訴訟関係文書に係る行政文書非開示決定に対する審査請求	棄 却
平成27年7月8日	国家損害賠償請求訴訟関係文書に係る開示請求却下に対する審査請求	棄 却
平成27年7月21日	地質調査報告書関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	一 部 認 容
平成27年8月21日	工事詳細設計業務報告書関係文書に係る行政文書非開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成27年10月23日	教科書採択議事録関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成28年3月7日	核燃料税関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する異議申立て	審 理 中
平成28年3月7日	住宅共益費関係文書に係る行政文書不存在決定に対する異議申立て	審 理 中
平成28年8月18日	建設業指導関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	審 理 中
平成29年1月5日	産業廃棄物処理指導関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	審 理 中
平成29年3月2日	出勤要請報告書関係文書に係る存否応答拒否決定に対する審査請求	審 理 中

ロ 審査会に諮問されなかったもの (取り下げられたものを除く。) 0件

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年九月一日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市高柳字皇檀ヶ原一番一の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
名取市下余田字中荷六百六十一一五
大 槻 健 夫

仙台市若林区上飯田一丁目九番十六号アヴァン
セタウンD棟一〇二号
大槻 崇

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年九月一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市大代五丁目五十四番三十八、五十四番
四十七、五十四番四十八、五十四番四十九、五十
四番五十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市宮城野区中野一丁目五番地の九
スモリ工業株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県教育情報システム（SWANⅢ）構築及び賃貸
借等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三
丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年八月二十二日

四 落札者の名称及び所在地 NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南一丁目二番七十号

五 落札金額 十五億三千万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年七月十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年九月一日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町三
丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年八月二十二日

四 落札者の名称及び所在地 日本通信ネットワーク株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目七番一
号

五 落札金額 一億六千六百六十二万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年七月十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 追記端末装置等賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青
葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年七月二十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 (株) J E C C 営業本部 東京都千代田区丸の内三
丁目四番一号

五 落札金額 八千二百三十四万七千八百四十円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年六月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年九月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ファイリング県間通信装置賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青
葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年七月二十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 (株) J E C C 営業本部 東京都千代田区丸の内三

- 丁目四番一号
- 五 落札金額 四千七百七十五万七千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年六月九日

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成29年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成29年9月1日

宮城県監査委員	齋 藤 正 美
宮城県監査委員	坂 下 賢 二
宮城県監査委員	石 森 建 二
宮城県監査委員	成 田 由 加 里

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関

監査実施日

○総務部

地方機関

消防学校

6月7日

○環境生活部

地方機関

食肉衛生検査所

5月26日

○経済商工観光部

地方機関

計量検定所

4月20日

宮城障害者職業能力開発校

5月10日

○教育庁

地方機関

北部教育事務所

6月6日

東部教育事務所

4月19日

蔵王自然の家

6月8日

仙台第一高等学校

5月12日

仙台第二高等学校

5月10日

塩釜高等学校

6月13日

石巻好文館高等学校

5月17日

松島高等学校

6月13日

村田高等学校

6月8日

岩出山高等学校

5月18日

仙台南高等学校

6月5日

仙台南高等学校

5月19日

石巻西高等学校

5月17日

富谷高等学校

6月7日

迫坂高等学校

5月26日

黒川高等学校

6月16日

柴田農林高等学校

6月14日

古川工業高等学校

5月18日

一迫商業高等学校

5月30日

美田園高等学校

4月18日

聴覚支援学校

4月18日

船岡支援学校

4月25日

西多賀支援学校

4月20日

金成支援学校

5月30日

角田支援学校

4月13日

石巻支援学校

4月19日

支援学校岩沼高等学園

4月25日

○警察本部

地方機関

岩沼警察署

6月14日

大和警察署

5月24日

気仙沼警察署

4月26日

南三陸警察署

4月27日

遠田警察署

6月6日

白石警察署 4月25日
角田警察署 4月13日

2 監査結果

平成28年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 仙台第一高等学校

教育財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

4月1日に調定すべき電柱敷地等使用料について、翌年の3月1日に調定したものを。

・件数 1件

・金額 6,930円

○宮城県監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成29年7月から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

平成29年9月1日

宮城県監査委員	齋藤正美
宮城県監査委員	坂下賢
宮城県監査委員	石森建二
宮城県監査委員	成田由加里

1 監査実施機関及び監査実施日 監査実施日

○総務部

本庁

秘書課

人事課・行政管理室

行政経営推進課

職員厚生課

私学文書課・県政情報公開室

広報課

財政課

税務課・地方税徴収対策室

市町村課（選挙管理委員会事務局を含む）

管財課

危機対策課

消防課・防災ヘリコプター管理事務所

○震災復興・企画部

本庁

震災復興・企画総務課

震災復興推進課

震災復興政策課

地域復興支援課

総合交通対策課

統計課

情報政策課・情報産業振興室

情報システム課

○環境生活部

本庁

環境生活総務課

環境政策課・再生可能エネルギー室

環境対策課

原子力安全対策課

自然保護課

食と暮らしの安全推進課

循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室

消費生活・文化課

共同参画社会推進課

○保健福祉部

本庁

7月25日

7月11日

7月28日

7月28日

7月20日

7月12日

7月20日

7月12日

7月28日

7月11日

7月11日

7月11日

7月13日

7月7日

7月11日

7月13日

7月13日

7月13日

7月27日

7月7日

7月20日

7月13日

7月18日

7月13日

7月20日

7月18日

7月7日

7月7日

7月7日

報 告 書 公 報 城 報

保健福祉総務課・震災援護室	7月28日	水産業振興課(宮城県漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局を含む)	7月25日
社会福祉課	7月27日	水産業基盤整備課・漁港復興推進室	7月26日
医療整備課・医師確保対策室	7月18日	○土木部	
長寿社会政策課	7月25日	本庁	
健康推進課・疾病・感染症対策室	7月26日	土木総務課	7月28日
子育て支援課	7月25日	事業管理課	7月11日
障害福祉課	7月25日	用地課(収用委員会事務局を含む)	7月10日
乗務課	7月7日	道路課	7月27日
国保医療課	7月7日	河川課	7月26日
○経済商工観光部		防災砂防課	7月19日
本庁		港湾課	7月27日
経済商工観光総務課・富県宮城推進室・企業復興支援室	7月28日	空港臨空地域課	7月7日
新産業振興課	7月19日	都市計画課・復興まちづくり推進室	7月27日
産業立地推進課・自動車産業振興室	7月18日	下水道課	7月26日
商工金融課・中小企業支援室	7月19日	建築宅地課	7月10日
産業人材対策課	7月19日	住宅課・復興住宅整備室	7月19日
雇用対策課	7月26日	営繕課	7月19日
観光課	7月12日	設備課	7月19日
国際経済・交流課・海外ビジネス支援室	7月12日	○出納局	
○農林水産部		本庁	
本庁		会計課・会計指導検査室	7月10日
農林水産総務課・農林水産政策室	7月28日	契約課	7月10日
農林水産経営支援課	7月14日	検査課	7月12日
食産業振興課	7月20日	○議会事務局	
農業振興課	7月19日	○教育庁	
農産園芸環境課	7月20日	本庁	
畜産課・全国和牛能力共進会推進室	7月18日	総務課・教育企画室	7月28日
農村振興課	7月14日	福利課	7月13日
農村整備課・農地復興推進室	7月20日	教職員課	7月7日
林業振興課	7月25日	義務教育課・特別支援教育室	7月19日
森林整備課	7月20日		

堺 公 報

<p>高校教育課 施設整備課 スポーツ健康課・全国高校総体推進室 生涯学習課・全国高校総合文化祭推進室 文化財保護課 ○警察本部 ○人事委員会事務局 ○監査委員事務局 ○労働委員会事務局 2 監査結果</p> <p>平成28年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。 その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。</p> <p>なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。</p> <p>(1) 人事課・行政管理室 国際経済・交流課における過誤払返納金の調定において、事務処理の遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 職員の人事異動に伴う通勤手当の返納処理について、新所属である人事課が行う事務処理が遅延したことにより、旧所属である国際経済・交流課において、調定遅延が生じたもの。</p> <p>・件数 1件 ・調定金額 28,970円</p> <p>(2) 税務課・地方税徴収対策室 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容) ・平成28年度収入未済額 現年度分 1,604,680,723円 過年度分 2,576,717,505円 合 計 4,181,398,228円</p>	<p>・平成27年度収入未済額 現年度分 1,735,423,962円 過年度分 3,044,091,239円 合 計 4,779,515,201円</p> <p>(3) 環境政策課・再生可能エネルギー室 補助金等精算返還金（平成23年度産業廃棄物再資源化・再生資源利活用設備等整備事業費及び平成24年度みやぎ産業廃棄物3R等推進設備事業に係る返還金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容) ・平成28年度収入未済額 現年度分 0円 過年度分 36,118,000円 合 計 36,118,000円</p> <p>・平成27年度収入未済額 現年度分 36,118,000円 過年度分 0円 合 計 36,118,000円</p> <p>(4) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室 特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容) ・平成28年度収入未済額 現年度分 28,710,603円 過年度分 608,266,133円 合 計 636,976,736円</p> <p>・平成27年度収入未済額 現年度分 64,654,681円 過年度分 544,453,759円 合 計 609,108,440円</p> <p>(5) 子育て支援課 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、児童保護費、過誤払返納金及び児童扶養手当給付費返還</p>
---	--

金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金

・平成28年度収入未済額

現年度分 11,418,479円

過年度分 81,540,568円

合 計 92,959,047円

・平成27年度収入未済額

現年度分 12,305,948円

過年度分 83,673,066円

合 計 95,979,014円

○児童保護費

・平成28年度収入未済額

現年度分 4,290,180円

過年度分 10,028,060円

合 計 14,318,240円

・平成27年度収入未済額

現年度分 2,396,940円

過年度分 10,507,990円

合 計 12,904,930円

○過誤払返納金(里親委託費)

・平成28年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 1,372,994円

合 計 1,372,994円

・平成27年度収入未済額

現年度分 72,000円

過年度分 1,300,994円

合 計 1,372,994円

○児童扶養手当給付費返還金

・平成28年度収入未済額

現年度分 168,000円

過年度分 1,302,161円

合 計 1,318,961円

・平成27年度収入未済額

現年度分 493,860円

過年度分 14,472,070円

合 計 14,965,930円

(6) 障害福祉課

予算執行において、適正さを欠いたものが認められたので、今後再発しないように対策を講じらねたい。

(内容)

○歳出予算について、地方自治法で原則的に禁止されている「各項の間」の流用があったもの。

・流用元 第3款 第1項 第7目

・流用先 第3款 第2項 第5目

・流用額 681,812円

○障害児施設の工事に伴う予算について、補正予算への増額計上を失念したことにより、予算額を超えた執行が行われたもの。

・不足予算額 762,960円

(7) 経済商工観光総務課・富県宮城推進室・企業復興支援室

中小企業等グループ施設等復旧整備補助金返還金において、収入未済を解消する努力は見られませんが、なお収入未済があったので、更に収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

・平成28年度収入未済額

現年度分 5,361,111円

過年度分 624,132,558円

合 計 629,493,669円

・平成27年度収入未済額

現年度分 16,822,765円

過年度分 624,132,558円

合 計 640,955,323円

(8) 雇用対策課

補助金等精算返還金及び過誤払返納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○補助金等精算返還金(雇用維持奨励金及び事業復興型雇用創出助成金)

・平成28年度収入未済額

現年度分 64,518,000円

過年度分 1,105,938円

合 計 65,623,938円

・平成27年度収入未済額

現年度分 517,000円

過年度分 588,938円

合 計 1,105,938円

○過誤払返納金(事業復興型雇用創出助成金)

・平成28年度収入未済額

現年度分 12,912,000円

過年度分 4,494,000円

合 計 17,406,000円

・平成27年度収入未済額

現年度分 4,544,000円

過年度分 0円

合 計 4,544,000円

(9) 国際経済・交流課・海外ビジネス支援室

過誤払返納金において、調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

職員の人事異動に伴う通勤手当の返納処理について、調定遅延が生じたもの。

・件数 1件

・調定金額 28,970円

(10) 農林水産経営支援課

林業・木材産業改善資金貸付金還納金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成28年度収入未済額

現年度分 8,917,407円

過年度分 0円

合 計 8,917,407円

(11) 住宅課・復興住宅整備室

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○県営住宅使用料

・平成28年度収入未済額

現年度分 19,723,719円

過年度分 29,704,018円

合 計 49,427,737円

・平成27年度収入未済額

現年度分 15,141,480円

過年度分 35,612,802円

合 計 50,754,282円

○県営住宅駐車場使用料

・平成28年度収入未済額

現年度分 1,689,200円

過年度分 1,760,500円

合 計 3,449,700円

・平成27年度収入未済額

現年度分 1,421,950円

過年度分 2,084,520円

合 計 3,506,470円

(12) 高校教育課

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

<p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 75,275,305円</p> <p>過年度分 130,011,143円</p> <p>合 計 205,286,448円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 69,198,456円</p> <p>過年度分 89,517,912円</p> <p>合 計 158,716,368円</p> <p>(13) 警察本部</p> <p>損害賠償金、放置違反金及び延滞金において、収入未済があつたので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○損害賠償金</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,278,800円</p> <p>過年度分 20,064,744円</p> <p>合 計 22,343,544円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,842,560円</p> <p>過年度分 17,668,184円</p> <p>合 計 20,510,744円</p> <p>○放置違反金</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 3,291,000円</p> <p>過年度分 6,080,000円</p> <p>合 計 9,371,000円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 4,917,000円</p> <p>過年度分 7,818,000円</p> <p>合 計 12,735,000円</p> <p>○延滞金 (放置違反金に係る延滞金)</p>
--

<p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 464,500円</p> <p>過年度分 1,062,100円</p> <p>合 計 1,526,600円</p> <p>・平成27年度収入未済額</p> <p>現年度分 712,900円</p> <p>過年度分 997,400円</p> <p>合 計 1,710,300円</p> <p>(14) 警察本部</p> <p>補助金の実績報告書において、不適正な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じりたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○補助金について、実績報告書の提出が遅れたことにより、会計年度内に概算払いの精算が行われず、補助金の返還に伴う調定が翌年度になったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・返納額 474,164円</p> <p>○補助金の実績報告書について、引き続き提出期限が守られていないものがあつたもの。</p> <p>・件数 3件</p>	<h2>公安委員会</h2>				
<p>○宮城県公安委員会規則第9号</p> <p>警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。</p> <p>平成29年9月1日</p> <p style="text-align: right;">宮城県公安委員会委員長 森山 博</p> <p style="text-align: center;">警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。</p>	<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">改正前</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">改正後</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別表第1 (第3条関係) 交番の名称及び位置</td> <td style="text-align: center;">別表第1 (第3条関係) 交番の名称及び位置</td> </tr> </table>	改正前	改正後	別表第1 (第3条関係) 交番の名称及び位置	別表第1 (第3条関係) 交番の名称及び位置
改正前	改正後				
別表第1 (第3条関係) 交番の名称及び位置	別表第1 (第3条関係) 交番の名称及び位置				

警察署名	名 称	位 置
	(略)	(略)
	女川交番	牡鹿郡女川町女川浜字女川310番地1
	(略)	(略)

別表第2・別表第3 (略)
 別表第4 (第4条関係)
 仙台中央警察署～大和警察署 (略)
 石巻警察署

名称	受持区域
	(略)
野蒜駐在所	東松島市のうち 浅井、大塚、新東名一丁目から新東名四丁目まで、野蒜 、宮戸
	(略)

気仙沼警察署～亘理警察署 (略)

警察署名	名 称	位 置
	(略)	(略)
	女川交番	牡鹿郡女川町女川浜字大原1番地の25 SG10街区1画地
	(略)	(略)

別表第2・別表第3 (略)
 別表第4 (第4条関係)
 仙台中央警察署～大和警察署 (略)
 石巻警察署

名称	受持区域
	(略)
野蒜駐在所	東松島市のうち 浅井、大塚、新東名一丁目から新東名四丁目まで、野蒜、野蒜ヶ丘一丁目から野蒜ヶ丘三丁目まで、宮戸
	(略)

気仙沼警察署～亘理警察署 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。